**副首都推進本部（大阪府市）会議**

≪第２回議事録≫

■日　時：令和３年４月２７日(火)１５：３１～１６：３３

■場　所：大阪市役所７階　特別委員会室

■出席者：吉村洋文、松井一郎、田中清剛、山野謙、山口信彦、高橋徹、朝川晋、

（名簿順）山本剛史、本屋和宏、高橋由佳、川平眞善

議題（１）大中英二、吉村公秀

議題（２）太田浩二、谷口友英、藤本秀司、稲垣尚、角田悟史

議題（３）大中英二、太田浩二、稲垣尚、岡本圭司

（本屋事務局長）

　それでは、定刻になりましたので、第２回副首都推進本部（大阪府市）会議を開催させていただきます。

　本会議につきましては、会議公開の原則にのっとって会議の状況をインターネットで配信し、配付資料、議事録は公表することといたしますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

　初めに、本日の会議の出席者を紹介させていただきます。

　本部長の吉村大阪府知事です。

　副本部長の松井大阪市長です。

　その他、大阪府市の出席者については、資料１の出席者名簿のとおりで、今日はリモートによる参加となっております。部屋に１人でおられる出席者の方もあると思いますので、そうした方は話される際、適宜マスクを外すなどしていただいて結構かと思います。

　それでは、本日の議論に移る前に第１回会議、４月８日でしたけれども、合意された３点について改めて確認です。

　１点目は、府市一体条例に基づき大阪の成長戦略等の策定に関する事務や都市計画決定に関する事務の委託の規約について、５月の府市両議会に提出できるよう検討を進めていくことです。２点目は、都市計画やまちづくりを府市一体で進めていくための新たな組織をこの秋に府市共同で設置できるよう関係部局、人事当局で調整を進めていくことです。３点目は、万博の推進についても同じくこの秋に組織の共同設置に向け、調整を進めていくと。前回のこうした協議結果を踏まえ、本日は議事を３つに分けて各規約（案）等について議論してまいりたいと思います。

　それでは、次第に沿って会議に入らせていただきます。

　まず、議題の１です。議題の１の出席者の方はカメラをオンに切り替えていただきますようお願いします。

　まず、資料２の大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務の委託に関する規約（案）につきまして、榎下総務・調整担当部長、説明をよろしくお願いいたします。

（榎下総務・調整担当部長）

　総務・調整担当部長の榎下でございます。

　資料２、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務の委託に関する規約（案）をご覧ください。

　第１回副首都本部（大阪府市）会議におきまして、大阪の成長戦略等について、地方自治法上の事務委託により大阪市から大阪府に委託することとし、その規約の骨子案についてご協議をいただいたところでございます。今回、本部会議での協議内容や府市関係部局との調整を踏まえて、５月の府市両議会に提出ができますよう規約（案）として作成をいたしております。第１回本部会議でお示しした骨子案から、今回整理をした箇所を中心に説明をさせていただきます。

　まず、第１条ですけれども、第１条については骨子案から変更はございませんで、趣旨としては、条例に基づき府市一体で大阪の成長・発展に関する基本的な方針の策定及び進捗管理に関する事務に関して、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定めることとしております。

　第２条で、事務の委託の対象となる戦略等について、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針の策定とその進捗管理に関する事務を大阪府に委託するものとし、２行目の括弧に記載しておりますとおり、大阪市が地域の実情に応じて策定する住民に身近な施策に関する事項を除いて、広域にわたる事項に係る部分に限るものとしております。対象となる戦略につきましては、大阪の成長戦略、大阪の再生・成長に向けた新戦略、万博のインパクトを生かした大阪の将来に向けたビジョン、また、これら３つに加えまして大阪の成長及び発展に関する基本的な方針であって、大阪市が大阪府に策定を委託する必要があるものを対象とし、本部会議で協議して定めるというふうにしております。

　第３条から次のページの第８条まで、こちらにつきましては骨子案の内容に基づき規定整備をしております。

　最後に、附則に記載の施行日につきましては、この規約は大阪府の議会及び大阪市の議会のうち、最後に議決した議会の議決の日から施行することといたしております。

　なお、資料２の参考資料といたしまして、前回の会議でお示しした骨子案も参考に添付しております。

　議題１の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　それでは、これより議論の時間に移りたいと思います。

　発言の際は挙手ボタンを押してください。私が指名してからマイクをオンに切り替えて、役職とお名前をおっしゃっていただいて発言していただきますようよろしくお願いいたします。発言終了の際は、以上ですなど、発言終了を明確にしてからマイクをオフに切り替え、挙手ボタンで挙手マークを取り下げてもらいますようお願いします。

　どちら様からでも結構ですので、ご発言いただけたらと思います。よろしくお願いします。

　山本副市長、お願いします。

（山本大阪市副市長）

　副市長の山本でございます。

　私から１点、今回の事務委託は、これまで府市で連携してつくってきた戦略等につきまして、進捗管理等も含めまして権限の明確化を図る観点から改めて制度化されたということでございますが、そうなりますと府市双方で事務量は増減が生じないと思うんですね。新たに必要になる経費は別ですけれども。そうなりますと委託料が発生しないという、そういう理解でよろしいのでしょうかということと、その場合は、委託料が発生しないという場合は地方自治法上、法的に問題がないのかと。国の見解とかは聞いておられるのかということをお尋ねいたします。

　以上です。

（本屋事務局長）

　副首都推進局長の本屋ですけれども、特に事務経費どうのということで国のほうには聞いていませんけれども、今、関係部局と議論している中では、経費負担につきましては、まず今は一応戦略が策定されていて進捗管理だけになっておりますので、そこに何か新たにプラス要素というのが出てこないだろうということで、それについては受託を受ける府のほうで市に負担を求めるというようなことはないようにしようということにしています。

　ただ今後、戦略を改訂するとか、新たに何かをつくるとかいうような事務になると、やっぱり今よりも手間がかかって、それに伴って必要な調査研究をやるとかいうことも出てくるでしょうから、その際には府市で２分の１ずつ負担するというようなことがどうですかねということで、今、両部局のほうで我々も入って調整いただいているところです。

　状況は以上です。

（山本大阪市副市長）

　分かりました。

（本屋事務局長）

　それでは、あとは。

　特段ないようですけれども、どなたか。

　山口副知事、お願いします。

（山口大阪府副知事）

　山口です。入っていますかね。

（本屋事務局長）

　入っています。

（山口大阪府副知事）

　一応確認なんですけれども、第２条の第４項、成長戦略とか、新戦略とか、万博ビジョンとかいうのが出た後で、４項でその他条項みたいなのがあるんですけれども、これは具体的にどういうものが今想定されているのか、あるのであれば少し説明をお願いしたいというふうに思います。なければ今後そういうのが出てきたら副首都本部会議で決めていくということなんだろうと思いますけれども、どういう類いのものがあるのか分かっていれば教えてもらえればありがたいです。

（本屋事務局長）

　今、特段、これをこの委託の対象になるようなものというようなことを想定しているというところまでは今のところはないです。条例上、１、２、３プラス４でその他という書きぶりをしていますので、今回、規約の中にその他を置いて、今後、新たにつくるものもあれば、今あるいろいろな戦略についてやっぱりこの委託の対象にすべきやないかというようなものが出てくれば、本部会議でご議論いただいて委託しようというようなことを合意いただくというようなことになるのかなということで、こういう規約の条項を定めさせていただいているところです。

　以上です。

（山口大阪府副知事）

　すみません、ありがとうございます。

　計画というのは本当に状況状況に応じてつくっていかなければならないというか、長期スパンでつくるものであっても時宜に応じて、その時々の状況によって見直しをやるとか、新たに付加するとか、新しいものをつくるというふうに一定可変的なものなので、そこはしっかりと副首都本部会議等で何を広域的なものでやるのかというのはしっかり議論してやっていく必要があると思うので、そこはその都度議論してもらえればと思いますので、お願いしたいと思います。

（本屋事務局長）

　副首都推進局長の本屋ですけれども、そういうふうな趣旨で今回４号と２項を設けさせてもらっているということなので、今後、そういう運用をしていくということでお願いできたらと思います。

　以上です。

（山口大阪府副知事）

　分かりました。

（本屋事務局長）

　あとは特段どうですか。よろしいですか。

　そしたら特段ないようですけれども、知事、市長、何かもしありましたら。

（吉村本部長）

　今回のこの事務に関する規約ですけれども、非常に重要なこととすれば、やはりこれは大阪市、それから大阪府が10年以上前はばらばらでやってきたわけですけれども、今こうやって知事と市長が横に並んで大阪の成長戦略をある意味共通でつくって実行するというのをこの10年間やってきました。これをある意味で組織化し、そして事務自体は大阪府が受けるということになります。成長戦略であったり、新戦略、非常に大阪の大きな方向性に関することですけど、これを実行しようとすればやはり今、大阪府と大阪市が協力関係に立たないと実際は実行もできないし、成長戦略としても中身も策定することはできないと思いますから、この３条の２項の条項、大阪市との協力の条項だったり、５条の大阪府と大阪市の連絡調整であったり、こういったところが非常に重要になってくると思いますから、ここを現実の実務としては、大阪府、大阪市共通でこの成長戦略を実行していくんだと。10年前の大阪府は大阪市以外、大阪市は大阪市の中だけ、大阪の全体の成長戦略が定まらないようなことがないように、この事務規約でやっていきたいと思いますし、そこの大阪市との協力ということを明記されていますけど、そこを強く意識してこの施行をしていきたいと思いますので、そこはよろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　分かりました。

　市長は。

（松井副本部長）

　もういいです。

（本屋事務局長）

　分かりました。

　それでは、ただいまの議論も踏まえまして、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務の委託に関する規約（案）につきましては、５月の府市両議会の提出に向け、作業を進めさせていただきます。

　そしたら、次の議題の２です。資料３、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約（案）、資料４、大阪都市計画局設置等の設置（案）の概要及び資料５、大阪都市計画局共同設置規約（案）につきまして、榎下部長から説明をよろしくお願いいたします。

（榎下総務・調整担当部長）

　そうしましたら、資料３をご覧ください。

　議題１の成長戦略と同様ですけれども、第１回本部会議でお示しをした骨子案をベースに、本部会議での協議内容や府市関係部局との調整を踏まえ、規約（案）として作成をしたものでございます。規約（案）を作成するに当たりまして、今回整理した箇所を中心に説明をさせていただきます。

　資料をご覧いただきまして、まず、第１条についてでございますけれども、骨子案から変更はございませんで、趣旨としては、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務について、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定めることとしております。

　また、２項で、事務の執行においては府市で連携調整を図り、事務を円滑に進めることといたしております。

　第２条の事務の委託の対象となる都市計画につきましては、骨子案から変更はなく、条例に規定のとおり、（１）から（６）までの都市計画権限となります。

　２ページをご覧ください。

　第３条、第４条の委託事務の手続につきましては、骨子案の内容に基づき規定整備をしておるものでございます。

　恐れ入ります、３ページをご覧ください。

　第５条の委託事務の担当部局等についてでございますけれども、委託事務の管理・執行は、府市の共同設置組織となります大阪都市計画局が担うこととしております。

　第６条の円滑な実施に向けた府市の連携体制についてでございます。府市は大阪都市計画局において都市計画の準備を行うとともに、手続が円滑に進むよう連絡会議を設置いたします。また、都市再生特別地区等に関する都市計画については、大阪都市計画局に民間事業者の相談窓口を設置いたします。

　第７条から４ページの第９条まで、こちらにつきましては骨子案の内容に基づき規定整備をしておるものでございます。

　最後に、附則の部分ですけれども、施行期日につきましては、大阪都市計画局の設置の日に合わせることといたしております。ただし、附則の第２項に規定の住民や事業者等に対する周知、その他必要な規定整備、こちらにつきましては、府議会及び市会のうち最後に議決した議会の議決日から施行するということにしておりまして、早い段階から準備を進めてまいりたいと考えております。

　なお、資料３の参考資料として、前回の会議でお示しした骨子案を参考に添付しております。

　事務委託の関係の説明は以上になります。

　引き続き資料４をご覧ください。

　資料４、大阪都市計画局設置（案）の概要という資料でございます。

　表紙の次、１ページをお開きください。

　前回の副首都推進本部会議で合意されました都市計画やまちづくりを府市一体で進めていくために、地方自治法に基づき府市共同で設置する内部組織の概要でございます。

　設置目的は、資料では簡潔に記載しておりますけれども、都市計画につきましては、副首都推進本部会議におけるまちづくりや広域拠点開発の方向性の協議に至るまでの前の段階の企画段階や法的手続に至るまでの事業者や関係者との調整が重要ということで、これらを円滑に行い、大阪の成長及び発展を支える大都市のまちづくりについて、広域的な視点から府市一体で推進することを目的とする組織でございます。

　設置の主な効果といたしましては、資料に記載のとおり、ワンストップ窓口の設置による民間事業者の負担軽減、利便性の向上、大阪市の持つノウハウの府域全体への展開、府市間調整の迅速化による事業実施までのスピードの向上というふうに整理をいたしております。

　大阪都市計画局で行う事務につきましては、府市共同でグランドデザインなどのまちづくりや広域的な拠点開発に係る企画調整などを行うとともに、事業者のワンストップ窓口や都市計画手続の事前調整を行うほか、府の事務として都市計画事務などを行うことといたしております。

　２ページをご覧ください。

　府市の共同設置組織の概要をお示ししておるものでございまして、左側の列に記載する府の事務、右側の列に記載する市の事務、これらを大阪都市計画局において府市職員約130名体制で実施するというものでございます。幹事団体は府が担うこととし、主な執務室は大阪府の咲洲庁舎を予定してございます。

　局内の組織といたしましては、計画推進室と拠点開発室の２室を設置して、計画推進室では、主にまちづくりに係る企画調整としてグランドデザインやベイエリアのまちづくり、都市計画事務のワンストップ窓口などを行います。拠点開発室では、うめきた・新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区のほか、今後新しく開発する広域拠点開発で副首都推進本部会議で合意したものに係る企画調整、また、府が実施する箕面森町や彩都、ニュータウンの再生、りんくうタウンなどのまちづくりを行うことといたしております。

　３ページをご覧ください。

　今後の都市計画に関する流れ、都市再生特別地区のイメージをお示ししております。こちらの内容につきましては、広域のまちづくりの方針等の検討段階を経て、民間事業者のワンストップ窓口などを大阪都市計画局において府市共同で実施することとしておりまして、まちづくりの計画段階から都市計画の原案作成に至るまでの間を広域的なまちづくりを担う大阪都市計画局が基礎的なまちづくりを担う大阪市と事務的に連絡調整を行いながら進めることをお示しするものでございます。

　都市計画手続に当たりましては、府市連絡会議を設置して都市計画手続が円滑に進むよう情報共有と調整を行い、実施していくことなど、まちづくりに関する一連の流れを記載したものでございます。

　４ページをご覧ください。

　スケジュールにつきましては、本日の協議を経て５月下旬と６月上旬に市会及び府議会において関連議案のご議決をいただき、９月下旬から10月下旬に人件費や事務費等の補正予算の議決をいただけましたら、11月１日の設置を予定してございます。

　引き続き資料を閉じていただいて、資料５をご覧いただきたいんですけれども、資料５は大阪都市計画局共同設置規約（案）というふうになってございます。

　内容につきましては、府市それぞれの議会に提出する具体的な規約（案）となっておりまして、今ご説明申し上げた内容を具体化したものでして、例えば第２条に名称、第３条に執務場所、第４条に所掌事務、こういったものを規定するほか、職員の選任方法、経費負担等を規定してございます。本日合意いただけましたら、議案として５月議会に提出させていただきたいと考えておるものでございます。

　議題２の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございました。

　それでは、これより議論の時間に移りたいと思います。

　先ほど同様に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　ご発言どうでしょうか。

　田中副知事、お願いします。

（田中大阪府副知事）

　副知事の田中です。

　この資料４の１ページなんですが、ここに設置の効果が書かれてあります。その中で、この２番目の大阪市の持つノウハウの府域全体への展開というのは、私は大変大事だと思っています。ただその意味でございますけれども、大阪市という組織・職員の持つノウハウを活用すると、それも少なくとも当然あると思うんですが、それに加えて大事なのは、大阪市内で行うまちづくりやインフラ整備、それを府市の職員が一緒になって取り組んで経験・ノウハウを府域の事案やプロジェクトに活かすということが大事じゃないかと思っています。つまり大阪全体の成長を牽引するプロジェクトは市内のほうが多いですし、課題が顕在化するのも市内のほうが早いと思うんです。それを府市が一体となって総合力を発揮しまして事業効果を高めると、同時にそこでの府職員、市職員の経験・ノウハウを府域のプロジェクトに活かすということだと思うんです。

　そこで、実は担当部局にお願いしたいんですが、２ページに組織の案があります。ここで広域拠点開発に大阪市の職員ばかり、戦略拠点に府の職員ばかりというのはぜひやめてほしいと思っているんです。そこは人件費等を積算するときの根拠は、それなりの根拠を持ってきちっと積算しなあかんと思うんですが、局内での人員の配置なり交流は、そこはぜひとも柔軟にお願いしたいなと思っています。お願いでございます。

（本屋事務局長）

　局内の職員配置の関係でしたけれども、もし部局さんで何かありましたら、いいですか。

　そしたら、高橋副市長、お願いします。

（高橋大阪市副市長）

　副市長、高橋です。聞こえますでしょうか。

　今の田中副知事からのご質問のこの戦略拠点開発課とタウン推進課というところに府と市の職員をということのご提案だと思うんですけれども、この広域拠点開発については、アンダーラインが引かれていますので、府市の共同の設置でやられていますので、ここは府と市の職員が力を合わせてやっていくことになると思うんですけれども、戦略拠点開発課とタウン推進課は線が引かれておりませんので、これは大阪府さんの専らの事務になると思うんですけれども、ここは法的には府と市の職員を並べることは可能なんでしょうか。そこを事務局のほうからお考えをお聞きしたいんですけれども。

（本屋事務局長）

　副首都推進局長の本屋ですけれども、共同設置で中にどういうふうに職員配置するかというところまで、特段これはあかんとか、そういうことまではなかったのではないかというふうに記憶していますけれども。

　以上です。

（田中大阪府副知事）

　よろしいですか。

　私申し上げたのは、それぞれの専らと共同のところで人件費等をはじくときはその計算でいいと思うんです。ただ現実問題として府と市で今だって人事交流しているんですよね。だから人数配置の根拠はそれぞれの仕事のボリュームに応じてやりますけれども、その局の中で局内の人員の配置として、人間を交流して配置するというのは何ぼでも可能やと思うんですよ。現に市と府の間で毎年20人オーダーの人事交流で人を交換しているわけですから、それぞれのところでそれぞれの仕事をしているわけですから、そういう意味で申し上げているのであって、共同事務とか専ら事務にべったり府の職員、市の職員がへばりついている必要は必ずしもないと。むしろ交流することによって、さっきも言いました設置効果の２番目が十分発揮されるんじゃないかと思っていますので、そこはまた人事担当のほうでよく相談してお願いしたいなと思っています。

（本屋事務局長）

　よろしいですか。

（高橋大阪市副市長）

　副市長、高橋です。

　分かりました。あと少し私のほうから追加の質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

（本屋事務局長）

　どうぞ。

（高橋大阪市副市長）

　第７条の経費の負担についての質問をさせてもらいたいんですけれども、先ほど成長戦略に関する事務委託経費につきましては、新たに調査研究なんかは２分の１負担をして、そして戦略の策定とか進捗管理については、府市、これまでの事務内容に変化がないため、市の負担はないというふうなご説明でございました。今回、都市計画の事務委託の費用負担についても、非常にそれぞれの議会で論点があるのかなと思っておりまして、担当局間でしっかりとした共有が必要だと思っております。

　同じように３月の市会の議論でも、事務委託にあたりましては府において体制は整っているけれども、市とのノウハウの共有が必要というふうな答弁なんかもなされております。そういうことでカウンターパート同士で今この辺の議論がどうなっているのかをそれぞれ府の都市整備部、それと市の都市計画局のほうの担当のほうから検討状況をお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（本屋事務局長）

　分かりました。

　担当部局の方、そしたら谷口部長、お願いします。

（谷口大阪府都市整備部長）

　都市整備部長の谷口です。

　費用負担の関係でございますが、現在、都市計画局さんと調整中なんですけれども、基本的には市さんから都市計画業務が委託されるということで、それに従事する人というのはやっぱりかかってくると思いますので、人件費も含めて必要な経費をお支払いいただくというのが本線かなと思っております。ただどういうふうな形で負担していただくかというのは、これはまた都市計画局さんと詰めていきたいと思っております。

　以上でございます。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　角田局長、お願いします。

（角田大阪市都市計画局長）

　角田です。

　今、谷口部長からご説明あったように現在協議しているところでございますが、私ども、実は人件費と物件費というような分け方で今考えているところがございまして、このうち人件費につきましては、事務委託に加えまして、今回共同設置部局ができるということで、先ほどご議論ありました市のまちづくりのノウハウの共有あるいはそれをどう活かしていくかという部分につきましても、市の職員のほうの仕事といいますか、そういったものも発生してまいることから、できましたら相殺というような形でご処理いただけないかというふうなところで申し上げているところでございます。

　一方、物件費につきましては当然のごとくかかってまいりますので、負担ということで考えているところでございます。

　以上でございます。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　今のを受けて。

（松井副本部長）

　そしたらちょっといいかな。受けて誰か返事する。

（本屋事務局長）

　そしたら、市長。

（松井副本部長）

　いや、この事務委託を大阪府に、大阪市としては事務委託をお願いするわけですよ、この大都市開発の。ただそれをやる実務というのは大阪市から職員を出すので、市の。それで市の職員については大阪市が人件費を負担するわけだから、それぞれの所属している大阪府と大阪市、それぞれの人件費負担で。これで大阪府がこれ、大阪市から人が誰も行けへんねやったらその相応の人件費と言われても仕方がないと思うけれども、実際にこの組織は大阪市から人が出てこの都市開発の組織の中心を担っていくというわけですから、人件費についてはそれぞれの職員の分はそれぞれ負担。これで細かい人件費でもめると、僕と吉村知事じゃないときにはまたそこで話が決裂して、それやったら引き揚げるとか、引き揚げへんとかその話になるので、原則、基本方針としてはそれぞれの職員の人件費はそれぞれの組織が担うと。あとはそれ以外の物件費については、当然のことながらこれは役割に応じてというか、費用負担するという形で、そういう原則論はそういう形というのは確認しておきたいと思います。

（本屋事務局長）

　市長から発言がありましたけれども、人件費については、基本的には府市の人間が共同組織のほうに行くんだから府市がそれぞれ持つということで、その分を事務委託の負担金の中には、委託費の中には入れずに物件費等にとどめるというような話だったかと思いますけど、皆さん、何かもしありましたら。

（松井副本部長）

　だから外注する場合は、それは費用は発生するよ。でもそもそもの職員の今の枠の中でやるわけやから、大阪府に委託した結果、市が府の職員の人件費まで負担するというのはおかしいので、市も職員を出すわけやから。それを言い出すと、さっき田中副知事が言われたように大阪市以外の仕事のりんくうタウンや阪南スカイタウンやとか、市域以外の仕事に大阪市の職員がちょっと知恵を出したり、そういう役割を担ったときに、それに対しての市職員の仕事に対する見返りの経費を出してくれとかそうなってしまうので、それぞれの所属している組織の人間については、別々の新たな人件費負担はもう求めへんという形でみんなが認識しといたほうがいいと思う。

（本屋事務局長）

　副首都推進局長の本屋ですけれども、多分先ほどの話もありましたけれども、今の人間の配置がどうなっているのかにもよるのかなと思います。今の人間の配置を私自身が話の中から推測するのでは、戦略拠点とか、タウン推進課のほうには市の人間はいなくて、広域拠点開発のところに府と市の人間がいると。都市計画のほうを見ると、都市計画のほうにも、ここは共同事務にはなっていないので市の人間はいない。それから総務企画のところについては共同事務になっているから府市の人間がいるというような形なのかなと思います。

　都市計画を担う計画調整課のほうに市の人間は、今のところはちょっと分かりませんけれども、共同事務じゃないということでいないということになると、そこは原則的には府市それぞれが持って人件費は委託費の中には入れないとした上でどういう理屈で考えるのか、それは戦略拠点とかタウン推進課のところも踏まえてどういうふうに考えていくのかという大きな目で共同設置と事務委託の関係、どういうふうに捉えるのかということで、細かい経費の話じゃなくて整理していくことが多分必要かなという気がしますけど、山口副知事、どうぞ。

（山口大阪府副知事）

　山口です。

　ちょっと思うんですけど、事務委託は確かに大阪府に事務委託がされるということで、経費が主には人件費なのでそのやり取りでほとんど済んでしまうのかなと思うんですけどね。一方で、機関の共同設置をする大阪都市計画局というのは、逆に対対ということではなくて、大阪府と要は大阪市の合体なんですけども、大阪府側の仕事のほうが非常に多いというか、人数で言うても130人ぐらいですけども、聞くところによると大阪府が100人ぐらいで市側が30人ということで、それを田中副知事がおっしゃるように線を引いているところだけ市の職員が入るということであれば、本来の機関の共同設置の意味をなさないと思うんですよね。やっぱりそのときの課題課題に応じて、例えば戦略拠点開発であったり、タウンなんかでも大阪市の人のノウハウを活用してもらうと、それがこの機関の共同設置の一番重要なところだと思うので、そのときには逆に大阪府側が大阪市の人に来てもらうということで人件費負担をせなあかんという事態も当然生じるので、原則、市長がおっしゃられたことを基本にするということでええと思うんですけれども、やっぱりその時々によって、仕事の中身によって、事務の比重によってそこはきっちり考えを整理していくということが必要ではないかというふうに思います。

　ただ原則はそうであったとしても、今はそんなに大きな問題は発生してないですけども、課題が出たときに人件費の在り方というか、事務費の在り方というのは関係部局でしっかり整理する必要があるんではないかというふうに思うので、そこはしっかり検討してもらったほうがええんではないかと思います。

（松井副本部長）

　今、山口副知事の言うのもよく分かる。だから大阪都市計画局がこれからさらに大きな仕事をしていくときに、組織として人を増やさなあかんという状態になったときに、それはやっぱり大阪市内の大規模な開発になってきたら、市で人を採用してそこへ出さなあかんと、都市計画局のほうに。だからそこは、組織を一本化したわけじゃないので、あくまでも事務委託で組織は共同設置なわけやから、都構想とはまた全然違う形で、今、この広域一元化条例というのをやっているので、そこはやっぱり話合いで、市内で大阪市であっても大阪市内の大規模な開発をやるときは、技術屋を増やしていこうと思うと毎年採用人数の中にそれを上乗せしていくわけやから、そういう形で話し合ってきちっと人件費の負担というのはそれぞれの役所がやればいいと思う。だからそこはもちろんこの副首都推進本部会議の中で人事当局を交えて知事と市長で、それから担当部局の意見を聞きながら組織をこれからどういうふうに拡充していくとか、そういう形はつくっていったらええと思うねんけど、原則としてそれぞれの組織で採用したこういう技術職、職員についてはそれぞれが負担すると、そういうのがやっぱり共通の認識を持っておいたほうがこれから先もめへんと思うので、その形をぜひつくってもらいたいと思います。

（本屋事務局長）

　高橋副市長、いいですか。ほか、よろしいですか。

　高橋副市長。

（高橋大阪市副市長）

　今の市長からもお話がありましたので、原則論、しっかりと人件費については、今回はお互いに求め合わないと、そしてまた、今後の人員配置につきましては、ご指摘ありましたように府市が一体となって府域全体の成長に資するような形で人員配置を考えていくという方向で担当部局をしっかりと指導していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（田中大阪府副知事）

　よろしいですか。

（本屋事務局長）

　どうぞ、田中副知事。

（田中大阪府副知事）

　さっきからずっと申し上げているのと同じなんですけどね、山口さんがおっしゃったように事務委託に関する部分と共同設置に関する部分は別やと思うんですよ。それが例えば事務委託に関しては１人分出していますよとか、共同設置に関してはそれぞれの市内の案件と府域の案件がありますから、その市内の案件に対してどれだけの人数が要るかという、その人数分は市で負担すべきやと思うんです。それは業務量に合わせて人件費をお互いが負担する。ただそこに座っている人間は、個々の人間はその中で交換したっていいわけですね。現に港湾局なんかは、今はスタートして間もないですけども、いずれは中で人事の配置をして、お互いがお互いの港を知ってより戦力を上げるということが目的なんですから、この都市計画局のほうも業務量に見合った人員規模の配置は、決まればそれに対する負担は誰がするというのは決まるんですけども、だからといって全部市の職員がそこに座っていなきゃいけないということではないと。府の職員と市の職員が交換して府の職員も市のプロジェクトに広域的な視点から携わっていくし、逆に市の人間も府の案件に携わってもらって、もちろんノウハウを知ってもらうということもありますが、広域的な視点からまちづくりを見るという経験もしていただきたい。そういう意味で申し上げているのであって、お金の問題と固有名詞がどっちに座るかというのは、それはまた別だと思うんです。それはできるだけうまくしていきたいなと思っています。それは高橋さんとまた相談しながらやっていきたいと思っています。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　ほかはよろしいですか。

　お願いします。

（吉村本部長）

　この都市計画局が非常に重要になってくると思うんですけど、現在130名体制を予定していて大阪府から100名、大体大阪市から30名ぐらいと、これは今のうめきたとか、新大阪、夢洲、広域の拠点開発課、今まさに府市一体でやっているというようなところと、総務の企画部門であったりというところの線を引いているところなわけですけれども、やはり人件費はそれぞれの出元でまずは原則として持つということを重視しながらも、やはりこれは共同設置の局でもあるわけですから、そういった意味では戦略拠点開発課、タウン推進課、例えばりんくうとかは、じゃ、これは大阪市どう関係するのというのはあるかもわからないけども、大阪全体の物事を進めていくという意味で、当初はここにどれだけの人数の市の職員がいるかいないかというのは、これはもう戦略的に決めてもらったらいいと思うんですけど、きちんとここら辺の全体的なところについても、ここは府の職員だけでやるとかではなくて、ここはきちんと市の職員も入ってもらっていろんなノウハウを共有して、そして広域的な視点で物事を進めていくと。そのときの人件費はどうするかというのはあるかとは思うんですが、うめきたとか、こういうところの開発課だけが府市共同というわけではないんだということを共通認識しては持っておきたいなというふうに思うので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　ほかどうですか。

　朝川副市長、お願いします。

（朝川大阪市副市長）

　副市長の朝川です。聞こえますか。

　事務委託の規約のほうで、第３条の手続の流れについて１点確認させていただきたいんですが、３条の２項で、まず都市計画の案を作成しようとするときに、法定の手続、公聴会の開催等を行うということが規定されています。原案作成の段階の手続ですね。

　一方、１つ飛ばして第４条で都市計画を決定しようとするとき、要は都市計画の案ができた段階で法定の手続として２週間の公衆への縦覧等の規定があるんですが、その間の第３条にある規定が知事は市長の意見を聞くということで、ここのところでは時点についての記載がないんですね。

　それで前回の資料、今日の参考資料を見ましたら、大阪市の意見聴取は原案作成の段階で矢印が入っているんですけれども、一方、第３条の第５項では、市長は３項の規定による意見照会に対して回答するに当たっては、前項の規定による公告の日以降、だから縦覧手続の公告の日以降に大阪市の都計審の意見を聴取するということで、計画の案ができた後というふうに読めるんですけれども、この第３条３項の知事が市長の意見を聞くタイミングについて、これは部局の考え方になるんかな、お聞かせいただきたいと思います。

（本屋事務局長）

　部局、どうですか。府市どちらでもあれですけれども。

　そしたら、角田局長、お願いします。

（角田大阪市都市計画局長）

　すみません、角田でございます。

　少しフローをご覧いただきたいと思います。参考資料の２ページでございます。

　今、朝川副市長ご指摘のフロー、下段のほうにフローがございます。今ご指摘があったのが（２）番のところ、大阪市の意見聴取という部分かと存じます。この段階でございますけども、まずは都市計画の案というのが（１）のところで原案としてつくります。その後に公聴会という手続あるいは地元の説明会というような手続もございまして、これを経た上で最終的には行政案として、これは多分、この場合でありましたら知事のご決裁をいただくことになると思うんですが、決裁いただいた行政案として取りまとめた上で、１つは大阪市に対して意見聴取するという手続、それともう一つは都市計画の案の公告及び縦覧ということで、この段階で正式の行政案が公表されると、こういう手続になります。ですから、タイミングとしては聴取するのはそのタイミング、行政案がまとまった段階というふうにご理解ください。

　それと、市からの今度回答なんですが、回答につきましては、このフローでは説明しきれてないんですが、この今回の規約の中で申し上げますと、都市計画の案の公告の後に回答することになりますので、聴取は公告の前にお尋ねはいただくんですが、市のほうからの回答につきましては、縦覧が終わった後、大阪府の都市計画審議会にお諮りされるまでの間に市の都市計画審議会の議を経てお返しすると、こういう手続になる予定でございます。

（本屋事務局長）

　ありがとうございました。

（朝川大阪市副市長）

　朝川です。

　今の角田局長のお話で流れは分かりました。ただ条文を見ただけでそのあたりは分からないので、何か言葉を付け足したほうがいいのかなともちょっと感じるので、最終、議会上程の前にまた法務担当ともご相談していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　以上です。

（本屋事務局長）

　分かりました。

　ほかはどうでしょうか。

　ほか、特に議題の２の部分についてですけれども、特によろしいですか。

　そしたら先ほど市長からありましたように、人件費についてはそれぞれの府市それぞれの元団体が持つのを原則に、あとノウハウが共有できるような形で配置自体は考えていくというようなことで進めるということです。

　それから事務委託と共同設置のそれぞれの経費負担の在り方については、先ほどの市長の原則を基に考え方を整理する必要があると思いますので、そこは関係部局、それから人事なり、私ども入って調整させていただきたいと思います。この分についてはまだ特に今日決めなあかんということでもないですから、調整させていただきます。

　議題２については以上でよろしいですか。

　そしたら次に、議題の３つ目です。さっきの都市計画局の共同設置の話とか、それから事務委託の規約については、５月の府市両議会に提出するということで作業を進めます。

　それでは、議題の３ですけれども、資料６の万博推進局設置（案）の概要及び資料７の万博推進局共同設置規約（案）について、榎下部長から説明をお願いします。

　議題３の出席者の方は、カメラをオンに切り替えていただきますようお願いします。

　榎下部長、お願いします。

（榎下総務・調整担当部長）

　それでは、資料６をご覧いただきたいと思います。

　万博推進局設置（案）の概要という資料になってございます。

　表紙の次、１ページをご覧ください。

　こちらも前回の副首都推進本部会議で合意されました大阪・関西万博の開催に向け、府市が一体となって進めていくために地方自治法に基づき共同設置する内部組織の概要になってございます。

　万博推進局につきましては、大阪・関西万博の開催に向けて機運醸成を一段と加速させ、事業を府市一体で推進することを目的とする組織でございます。設置の主な効果といたしましては、国、博覧会協会、経済界等との多岐にわたる協議・調整等を一元的に進めることができ、機運醸成や出展準備、輸送計画の調整等を府市一体で行うことで、スピード感を持って万博開催に向けた準備等を進めていくことができるというふうにしてございます。

　２ページ、組織体制イメージをご覧ください。

　右側に府市の共同設置組織の概要をお示ししております。現状の府市の万博組織を一元化いたしまして、幹事団体は大阪市が担うことといたしております。ＡＴＣ内に執務場所を設置する予定でございます。局内の組織といたしましては、総務企画部、事業推進部、出展部、整備調整部の４部を設置し、府市職員約60名体制で取組を進めることとしております。

　３ページをご覧ください。

　スケジュールにつきましては、本日の協議を経て５月下旬と６月上旬に市会及び府議会において関連議案のご議決をいただき、９月下旬から10月下旬に人件費等の補正予算の議決をいただけましたら11月以降の設置を予定しているものでございます。

　資料６の説明は以上で、一旦閉じていただきまして、引き続き資料７をご覧ください。

　資料７は、万博推進局共同設置規約（案）ということになってございまして、今ご説明申し上げました内容を具体化したもので、例えば第２条に名称、第３条に執務場所、第４条に所掌事務を規定するほか、職員の選任方法や経費負担等を規定してございます。こちらにつきましても、本日合意いただけましたら議案として提出をさせていただきたいというふうに考えております。

　議題３の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　それでは、議論に移りたいと思います。先ほど同様によろしくお願いいたします。

　発言をお願いします。どうですか。

　山口副知事、お願いします。

（山口大阪府副知事）

　確認というか、あれなんですけれども、一応設置時期が万博関係、11月以降ということで、さっきの府市都市計画局が11月１日ということだったんですけど、11月以降というふうになっているんですけれども、具体的なイメージはどうなのかなというのをあれば教えてもらいたいということと、私自身は今年の一番大きいのはドバイ万博が予定どおり開催されると、10月からやられるということで、やはりここが一つのヤマというか、各国への参加要請にしてもあるいは機運醸成というか、コロナの中ではありますけれども、万博に向かって進んでいくんだという機運醸成をする意味でも非常に重要な万博になるんではないかというふうに思っていますので、そのときにどういう形で臨むのかというのが非常に重要かなと思うんですけれども、この11月以降というのは、その辺と絡めてもどういう考え方で設定しているのか部局のほうに聞けばええのかあれなんですけど、教えてもらえればと思うので、よろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　どうですか、部局さん。どうですか。

　岡本局長、お願いします。

（岡本大阪市経済戦略局長）

　まず、設置時期なんですけれども、万博につきまして、まず大きなもの、今、山口副知事が言われたとおり、大阪パビリオン、パビリオンといいますか、ドバイ万博のジャパンデー、非常に重要なものと、それから大阪パビリオンの基本設計を今年に出さなければいけないという大きな課題があります。

　パビリオンにつきましては、ようやく年度末にＪＶが決まって、今検討を始めたところでございまして、さらに大阪のドバイのジャパンデーのＰＲイベントについてもこれから検討を始めるところです。こういった少しファジーな書き方をしているのは、新局の設置時期につきましては、こういった業務の進捗状況を見極めながら判断してまいりたいということで、これは都市計画局のように早ければ11月１日、遅くてもドバイ前後のところには、万博のＰＲのところの前後にはつくりたいというようなイメージで提案させていただいております。

（山口大阪府副知事）

　局長おっしゃられたように、やっぱり進捗状況を見て、事業を見て府市一体で取り組んでいくということが非常に重要だと思うので、特におっしゃられたドバイとかあるいはパビリオンの基本設計、非常に大きな仕事が今年度あるというところなので、私自身としてはできるだけ早くつくって一体的にやればいいのかなとは思いますけれども、そこはしっかり見極めて設置時期というのは考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　ほか、どうですか。

　特段ないでしょうか。どうでしょうか。よろしいですか。

　知事、市長、何かありましたら。よろしいですか。

（吉村本部長）

　万博については、大阪のパビリオンについても具体化した計画に入ってきていますし、また、国の方向性としても、これ、具体的な参加国の招致と、それからかなり具体的な検討に入ってきますので、府市が今別々にそれぞれのところで課がありますけれども、そこを一つにしてやっていく時期、万博については一つになってやっていくべき時期にきたと思いますので、この共同組織のもとでこれから一体的に運用をお願いしたいと思います。万博会場は夢洲ですから、大阪市が幹事団体になってもらって、その中で万博を成功させるという意味で、府市一体の組織で2025年に向けてやっていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

（松井副本部長）

　リアルにこの推進局ができるのは11月から年明けに、そういう時期になると思うんですけど、これもこれまで僕らは府市のバーチャル都構想ということでこの副首都推進局も動かしてきたけども、当面の間は、この推進局はそれぞれの組織があるけども、バーチャル万博推進局的に岡本局長と、そして大阪府の府民文化部担当かな、部長の間で。

（吉村本部長）

　政策企画。

（松井副本部長）

　政策企画か、間でバーチャル万博推進局的にいろいろ話、中身を煮詰めて、詰めていってもらいたいと思います。実際にもう大阪パビリオンの基本設計も入らないかんし、基本設計をしようと思うたら将来どうあるというのをある程度姿を見ながらでないと基本設計はできないし、11月には本当にドバイでのジャパンデーに向けて、我々、その次の開催地としてどのような世界に向けてアピール、具体的な案も必要だから、リアルな局ができるまでの間は、バーチャル推進局的に協力してやってもらいたいと思います。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　よろしいですかね。

　そしたら、万博の関係につきましては、設置時期につきましては11月以降となっていますけれども、業務進捗状況を見極めながら判断するということでよろしくお願いします。それからそれまでも府市連携で、府市一体で進めてもらえるようにということです。

　万博推進局の共同設置規約（案）についても、５月の府市両議会に提出するということで作業のほうをよろしくお願いいたします。

　議題は一応これで終わりになりますけど、よろしいですか。

　それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

　ご議論、誠にありがとうございました。